

報告第12号

市長の専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和元年6月7日提出

佐野市長 岡 部 正 英

専決第10号

損害賠償の額の決定及び和解について

平成31年3月21日に佐野市石塚町1818番地先で発生した車両損傷事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

平成31年4月25日

佐野市長 岡部正英

1 損害賠償額 44,135円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金を車両修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議、請求の申立てをしない。

3 相手方の住所及び氏名

[Redacted]

専決第10号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	車両損傷事故
2 発生の日時 及び場所	日時 平成31年3月21日(木) 午後5時30分頃 場所 佐野市石塚町1818番地先
3 発生時の状況	相手方車両が市道赤見287号線を走行中、道路に空いた穴により車両左前後のタイヤホイールを損傷した。
4 相手方	住所 [REDACTED] [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 44,135円
6 和解日	平成31年4月25日
7 略図	